

# 平成 28 年度ジュニア選手育成強化事業 要項

## 1 事業主体

- (1) 主 催 高岡市教育委員会 (公財)高岡市体育協会 対象種目競技団体
- (2) 共 催 高岡市スポーツ少年団 高岡市小学校長会 高岡市中学校体育連盟
- (3) 主 管 対象種目競技団体

## 2 目 的

本事業は、ジュニア層（小学生・中学生）を中心に全国大会上位入賞、将来的に世界を舞台に活躍する選手の育成を目標とし、継続的な選手育成強化策を積極的に展開し、競技力の維持・向上に取り組む。

なお、目標期間を平成 28 年度から平成 32 年度（5 年間）の継続事業として取り組む。

### (1) 基本方針

- ① 競技団体による小学生から中学生の強化計画（一貫指導体制）づくり。
- ② スポーツ少年団並びに中学校体育連盟、競技団体ジュニアクラブ活動との連携強化。
- ③ 指導者の確保及び資質向上。
- ④ 各種目の育成、強化拠点の整備。

### (2) 対象者

- ① 高岡市内の小学校及び中学校に在籍するもの。
- ② 高岡市内に拠点を有するクラブに在籍するもの。

### (3) 対象種目（重点育成強化種目）

・水泳 ・陸上 ・ソフトテニス ・卓球 ・バドミントン ・バレーボール  
・バスケットボール ・ハンドボール ・サッカー ・相撲 ・柔道 ・レスリング  
・フェンシング 計： 13 種目

## 3 目標の設定

- (1) 本事業を通して、将来的に全日本代表選手として、国際大会・世界で活躍また全国大会上位入賞できるトップアスリートの育成。
- (2) 北信越・富山県代表として、全国大会（国民体育大会、全国中学校体育大会、日本連盟・協会主催大会）に出場する選手の育成。
- (3) 富山県民体育大会、富山県中学校総合体育大会の優勝を目標とする。県民体育大会においては、中学の部総合得点を 90 点台に目標とする。
- (4) 指導者の資質向上及び選手の意識啓発を図る。
- (5) 競技アドバイザーを選任（招聘）し、選手の競技力向上と、指導者の資質向上を図るための講習会（講演・実技を含む）の定期実施。

#### 4 事業の評価

(1) 中学生については、世界（アジア）大会等のジュニア国際大会、国民体育大会、全国中学校体育大会及びこれに類似する大会の出場者数。

北信越中学校選手権、富山県中学校総合体育大会、富山県民体育大会の成績により評価する。

(2) 小学生については、日本連盟・協会主催大会等の出場者数により評価する。

※ 上記競技成績の前年度比並びに各団体からの重点要望等により、次年度事業費の増減を図ることがある。（基準額：300,000円）

#### 5 事業内容

(1) 定期的活動

- ① 年間を通しての定期練習の実施。
- ② 育成強化拠点（拠点練習箇所）の確保に努める。

(2) 競技スポーツ教室

- ・ 競技人口の拡大、選手の発掘に努める。

(3) 強化練習会

- ① 年齢区分による合同練習会の実施。
- ② 学校、地域、企業が連携した合同練習会の実施。

(4) 強化合宿

- ① 年齢区分による合同合宿の実施。
- ② 学校、地域、企業が連携した合同合宿の実施。

(5) 強化遠征

- ① 強豪チーム（全国トップレベル）との交流。
- ② 遠征試合。

(6) 優秀選手及び指導者招聘

優秀選手及び指導者を招聘しての練習会や講習会の実施。

(7) 研修会活動

- ① 指導者資質向上研修会。
- ② 中央競技団体等主催研修会への参加。
- ③ 高岡市体育協会が実施する指導者研修会への積極的参加。

## 6 事業実施までの手続き

### (1) 基本計画の策定

高岡市予算内示に従い、競技スポーツ部会により基本計画の策定並びに事業費の配分を決定する。(事業費の配分については上記 4 事業の評価により)

### (2) 事業計画及び収支予算案の作成

対象種目団体の強化部等において、各種目一貫指導マニュアル並びに5カ年計画に基づき事業計画及び収支予算を作成する。

### (3) 事業の実施

#### ① 申請

対象種目団体は、事業内容(教室、練習会、合宿、遠征、招聘、研修会)ごとに事業費交付申請書(様式1)、事業計画書(様式2)、収支予算書(様式3)及び要項(様式4)、選手(チーム)名簿を高岡市体育協会事務局へ提出する。

#### ② 報告

各事業終了後、速やかに事業報告書(様式5、6)、収支決算書(様式7)及び参加者名簿(様式8)を提出する。なお、支出に伴う領収書(コピー可)を添付するものとする。

#### ③ 監査

全事業終了後、高岡市体育協会は、必要な場合には対象種目団体の本事業に係る会計を監査することがある。

## 7 実施上の留意点

(1) 事業計画書に記載された内容に著しく変更が生じたときには速やかに、その旨を高岡市体育協会に報告し、指示を受けるものとする。

(2) 高岡市体育協会は、必要に応じて実施状況の聴取及び視察を行なう。

(3) 計画、実施にあたっては、学校行事を考慮すること。

(4) 参加者には、スポーツ傷害保険に加入させるものとする。

(5) 各実施事業参加にあたり、保護者の同意を得るものとする。